

温泉成分の情報提供の方向性

環境省



The Knights

平成 19 年 2 月 6 日付で、中央環境審議会自然環境部会温泉小委員会は、温泉資源の保護策や温泉成分に関する情報提供の方向性を示す報告を環境大臣に答申しました。この答申は、「温泉行政の諸課題に関する懇談会」が 18 年 10 月にまとめた報告で、掘削許可など資源保護の仕組みを見直すこと、国・自治体・温泉利用事業者らが分担して、温泉資源に関する基礎的データや科学的知見を収集すること、温泉利用事業者らに 10 年ごとの温泉成分の再分析、再分析結果の掲示を義務づける必要があると指摘したことを踏まえてまとめられたものです。

温泉資源保護に関しては、都道府県が温泉資源保護のための条例・要綱などを定める際に参考となるガイドラインを作成することが提言され、ガイドラインには、枯渇現象が発生したり、地域の温泉利用量が限界に達している地域を温泉保護のための特別な区域として設定すること、既存源泉への影響が出る可能性が高いと見込まれる掘削について距離による規制を行うこと、資源枯渇のおそれがあるなどの場合、温泉を利用する事業者が定期モニタリングを義務づけ、都道府県に報告させるなどの保護措置を盛りこむべきとしました。また、掘削後や利用状況の変化に柔軟に対応できるよう法制度を見直すことや、賦存量、水位など温泉資源保護対策の基盤となる基礎データ情報の整備、大深度掘削泉や未利用源泉に関する調査・研究の推進なども必要だと指摘しています。

温泉成分に関する情報提供については、懇談会の報告と同様に、10 年ごとに再分析を義務づけることを提言していますが、登録分析機関の数、分析処理能力、都道府県別の配置状況を考慮し、2 年間程度の猶予期間を設けることが適当としています。

温泉は温泉法第 15 条により、その温度や含有物質が規定されています。

内容の詳細については、当社まで是非お問い合わせ下さい。また、当社では浴槽水の水質検査を行っています。こちらについても、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2007 年 2 月 6 日付 EIC ネット

温泉法

機器分析箇所 有賀久枝